

「市民憲章のつどい」を開催します！

本市の市民憲章は21世紀及び市制30周年を記念して平成13年11月1日に新たに制定されました。この市民憲章がみなさんの日常生活の中で具体的に実践されることを願い、下記のとおり市民憲章のつどいを開催します。

市民憲章のつどいでは、市民憲章の実践推進者・団体の表彰と、被表彰者の中から市民憲章実践推進の活動報告を行います。

市民の皆様の参加をお待ちしています。

記

と き	平成29年2月13日（月）午後1時30分～3時30分
と ころ	コミュニティセンター文化ホール
開催内容	市民憲章実践推進者・団体の表彰 被表彰者の中から市民憲章実践推進の活動報告

記念講演

演 題：「生物多様性の保全について」
 講 師：近畿大学大学院農学研究科
 近畿大学農学部環境管理学科
 教授 細谷和海 さん

※会場には駐車場がありませんので、公共交通機関を御利用ください。

生 駒 市 民 憲 章

- 1 自然を愛し、人と自然が共生する美しいまちをつくりましょう。
- 1 お互いに助けあい、安心して暮らせるやさしいまちをつくりましょう。
- 1 人権を尊重し、心のかよいあうあたたかいまちをつくりましょう。
- 1 スポーツに親しみ、健康で活力のあるまちをつくりましょう。
- 1 知恵を出しあい、世界にはばたく文化のまちをつくりましょう。

問い合わせ

〒630-0288

生駒市東新町8番38号

生駒市民憲章実践推進協議会

事務局 生駒市役所市民活動推進課

TEL 0743-74-1111（内線235）